お得意様各位

## コンクリートポンプ車の定期自主検査と整備証明制度について

## 定期自主検査

今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、現在使用されている 全てのコンクリートポンプ車の定期自主検査の確実な実施が要請されました。

- ・年次検査(特定自主検査)・・・・・・・記録を3年間保管
- ・月例検査・・・・・・・・・・・・同上
- ・作業開始前点検毎日点検・・・・・・・毎日点検
- 補修など

上記項目が、労働安全衛生法により義務付けられています。

何かと御多用中ではありますが、労働災害防止のため、定期自主検査の早期実施をお勧めします。

## 整 備 証 明 制 度

前記検査等で不具合が発見された場合は、直ちに補修・整備が必要です。

この度、確実に整備されたことを証明する整備証明制度が設立されました。 適切な補修・整備を認定整備士が行ないます。

- ・整備完了証明書の発行
- ・整備済証 (ステッカー) の貼付により、整備済車である事を証明します

大一・テクノ製コンクリートポンプ車の「整備証明業務実施者」(登録サービス会社)は別冊の名簿 を御参照下さい。詳細は、下記営業部又は、サービスセンターにお問合せください。

営業部 サービスセンター 058-391-7711(代) 0586-89-3200(代)